

平成27年3月2日告示第22号 豊見城市母子保健推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健に対する問題等を把握するとともに保健指導、相談及びその措置を講じ、母性、保護者及び乳幼児の健康保持及び増進を図るため、豊見城市母子保健推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員は、豊見城市母子保健推進員申込書（様式第1号）を提出した者のうちから、市内に居住するものであり、かつ、母子保健に関し知識又は経験を有するものを、市長が委嘱する。

(職務)

第3条 推進員は、次に掲げる職務を自主的に行うものとする。

- (1) 母子保健に関する知識の向上及び母子保健活動の推進
- (2) 母性、保護者及び乳幼児の保健に関する問題の把握及び情報の提供
- (3) 母子保健に関する各種制度の普及及び周知
- (4) 市が実施する母子保健事業への協力
- (5) その他母子保健の推進に関する必要な事項

(任期等)

第4条 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 市長は、委嘱した推進員に対し、依頼書（様式第2号）を交付するものとする。

(服務)

第5条 推進員は、活動上知り得た個人の情報を外部に漏らしてはならない。その任期終了後も同様とする。

(身分証明書)

第6条 推進員は、活動を行う際は豊見城市母子保健推進員証（様式第3号）を保持し、身分を明確にしなければならない。

(記録及び報告)

第7条 推進員は、推進活動の状況を記録するとともに、月1回市長に報告するものとする。

2 推進員は、推進活動において、母子保健に関する緊急を要する状況に接したときは、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。

(解嘱)

第8条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 推進員が辞退を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があったとき。
- (3) 推進員たるにふさわしくない行為があったとき。

(研修)

第9条 推進員は、母子保健に関する知識を深めるため、市が主催する定例の研修会に参加し、研修を受けるものとする。

(庶務)

第10条 推進員に関する庶務は、福祉健康部子育て支援課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。